

平成29年9月

一般社団法人日本経済団体連合会
公益社団法人経済同友会
日本商工会議所
全国中小企業団体中央会

日本私立大学団体連合会
会長 鎌田 薫

平成30年度税制改正要望

私立大学等への寄附に係る寄附金控除の年末調整対象化について（お願い）

ご承知のとおり、天然資源に乏しいわが国にあって、産業構造の変化やグローバル化の課題を克服し、今後も持続的発展を遂げ地域社会に貢献していくためには、人的資本の充実が必要不可欠です。

特に私立大学は、建学の精神に基づき多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、高等教育の大きな部分を担っており、私立大学の充実・発展による高等教育の振興こそ、わが国の最重要課題です。また、国公立を問わず、大学はわが国の学術の中心として教育研究及び社会の発展に寄与しており、近年、産学連携や地域振興等においても大学の果たす役割は一層重要になっています。

こうした状況を踏まえ、教育研究環境の更なる充実を図り、時代に即した教育研究を実現するためには、学生納付金収入だけに頼らない強固な財政基盤の確立が不可欠です。さらに、私立大学等が教育研究の成果を社会に還元し、産業界や地域など広く社会全体からの支援を受け、その期待に応えるという好循環を生み出すためにも、これまで以上に積極的な寄附金収入の拡大が不可欠です。

近年、私立大学等に対する個人からの寄附は、金額及び件数ともに増加傾向にありますが、私立大学等への寄附を行いやすい環境を整えることにより、私立大学等に対する広く社会全体からの支援を実現し、寄附金収入の拡大による多様で強固な財政基盤の確立を図るためには、個人からの寄附をさらに拡充させる必要があります。そのためには、寄附金控除の一層の活用を促進することが効果的であるといえます。

しかし、生命保険料控除等とは異なり、私立大学等への寄附に係る寄附金控除を受けるためには、個々人が確定申告を行う必要があります。特に少額寄附者については、控除額に比して確定申告を行う負担が大きく、寄附金控除を活用しない実態もあるなど、学校法人等への税制優遇措置が十分に活用されていない状況にあります。

そこで、貴団体におきましては、寄附者の確定申告に係る負担を軽減し、多様な寄附者が寄附しやすい環境の整備と寄附文化の醸成を図るため、私立大学等への寄附に係る寄附金控除の手続きを年末調整の対象とすることについて、格別のご配慮をたまわりますようお願い申し上げます。